

(第 2 回) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和 7 年 3 月 1 2 日
契約業者名	東亜道路工業（株） 関東支社
契約業者の住所	東京都港区六本木七丁目 3 番 7 号
工事の名称	R 5 国道 1 7 号行田熊谷電線共同溝工事
工事場所	自) 埼玉県鴻巣市北新宿 至) 埼玉県熊谷市太井
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	電線共同溝工 一式 管路部 約 6 2 0 m、特殊部 1 8 基 舗装工 一式 車道舗装 約 4 1 0 m ² 、歩道舗装 約 5 7 0 m ² 情報ボックス工 一式 光ケーブル敷設工 約 1 3 4 0 m、 光ケーブル撤去工 約 1 4 3 0 m 防護柵工 一式 防護柵工 約 1 0 0 m 防水構造物工 一式 拌餵構造物工 約 8 0 m、街渠柵 7 箇所
工期（自）	令和 5 年 1 0 月 1 日
工期（至）	令和 7 年 6 月 3 0 日
変更前の契約金額	2 6 0, 2 6 0, 0 0 0 円（税込み）
変更金額	+ 3 1, 1 3 0, 0 0 0 円（税込み）
変更後の契約金額	2 9 1, 3 9 0, 0 0 0 円（税込み）

変更理由	1. 仮設工 現地精査の結果、土留・仮締切工を変更する。 2. 先行破碎工 現地精査の結果、舗装版破碎工を増工する。 3. 舗装版撤去工 現地精査の結果、舗装版破碎工を減工する。 4. 開削土工 現地精査の結果、埋戻し工を増工する。また、掘削工、残土処理工を減工する。 5. 電線共同溝工 協議の結果、管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）を増工する。 6. 舗装工 現地精査の結果、アスファルト舗装工（車道部日々復旧、支道部日々復旧、歩道部一般仮復旧、ブロック舗装工、歩道乗入部（3）仮復旧、歩道乗入部（4）仮復旧、舗装打替え工）を増工する。また、アスファルト舗装工（歩道乗入部（1）仮復旧、歩道乗入部（2）仮復旧）を減工する。 7. 排水構造物工 現地精査の結果、作業土工、側溝工を増工する。 8. 縁石工 現地精査の結果、作業土工、縁石工を増工する。 9. 道路附属施設工 協議の結果、道路附属物を追加増工する。 10. 構造物撤去工 現地精査の結果、構造物取壊し工、運搬処理工、情報ボックス撤去工を増工する。 11. 区画線工 協議の結果、区画線工を増工する。 12. 先行破碎工 現地精査の結果、舗装版破碎工を減工する。 13. 舗装工 現地精査の結果、アスファルト舗装工（歩道部一般仮復旧、歩道乗入部（3）仮復旧）を増工する。また、アスファルト舗装工（車道部日々復旧、歩道乗入部（1）仮復旧、舗装打換え工）を減工する。 14. 排水構造物工 現地精査の結果、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工を減工する。 15. 縁石工 現地精査の結果、作業土工を増工する。また、縁石工を減工する。 16. 防護柵工 現地精査の結果、路肩防護柵工を減工する。 17. 構造物撤去工 現地精査の結果、作業土工、防護柵撤去工、運搬処理工を増工する。また、構造物取壊し工を減工する。 18. 共通仮設費 協議の結果、試掘調査費、借地料、BIM・CIM、遠隔臨場、快適トイレを増工する。 19. 工期 上記の理由により、工期を91日間延長し、令和7年6月30日までとする。
-------------	---

(第 3 回) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和 7 年 6 月 2 6 日
契約業者名	東亜道路工業（株） 関東支社
契約業者の住所	東京都港区六本木七丁目 3 番 7 号
工事の名称	R 5 国道 1 7 号行田熊谷電線共同溝工事
工事場所	自) 埼玉県鴻巣市北新宿 至) 埼玉県熊谷市太井
工事種別	アスファルト舗装工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	電線共同溝工 一式 管路部 約 6 2 0 m、特殊部 1 8 基 舗装工 一式 車道舗装 約 4 1 0 m ² 、歩道舗装 約 5 7 0 m ² 情報ボックス工 一式 光ケーブル敷設工 約 1 3 4 0 m、光ケーブル撤去工 約 1 4 3 0 m 防護柵工 一式 防護柵工 約 1 0 0 m 防水構造物工 一式 拌餵構造物工 約 8 0 m、街渠柵 7 箇所
工期（自）	令和 5 年 1 0 月 1 日
工期（至）	令和 7 年 7 月 1 1 日
変更前の契約金額	2 9 1, 3 9 0, 0 0 0 円（税込み）
変更金額	+ 8 7, 8 9 0, 0 0 0 円（税込み）
変更後の契約金額	3 7 9, 2 8 0, 0 0 0 円（税込み）

変更理由	1. 仮設工 ・交通管理者と協議の結果、当初発注と実際の現地状況（支道の有無、交差点、歩行者誘導等）に相違があり、交通誘導警備員が必要となったため、交通管理工を変更する。 2. 先行破碎工 ・現地精査の結果、施工面積が増加したため、舗装版破碎工を増工する。 3. 舗装版撤去工 ・現地精査の結果、施工面積が増加したため、舗装版破碎工を増工する。 4. 開削土工 ・現地精査の結果、掘削土量が増加したため、掘削工、埋戻し工及び、それに伴う残土処理工を増工する。 5. 電線共同溝工 ・現地精査の結果、門井橋の上越し部分で、埋設管路の土被りが確保できないことが判明し、管路防護の規格が変更となり、防護鉄板の規格変更、防護コンクリート、タックコート（ゴム入り）を追加したため管路工（管路部）を増工する。 ・協議の結果、特殊部にシリンダー錠や表示板の設置が必要とされたため、プレキャストボックス工（特殊部）を増工する。 6. 情報ボックス工 ・現地精査の結果、光ケーブル接続や既設情報ボックスへの接続管路の追加が必要なことが判明したため、光ケーブル敷設工および、管路工（管路部）を増工する。 7. 舗装工 ・現地精査の結果、施工面積が増加したため、アスファルト舗装工（車道部）、舗装打換え工を増工する。 ・現地精査の結果、門井橋の上越し部で埋設管路の土被りが確保できないことが判明し、配管の変更と舗装面のかさ上げが必要となった。 これに伴い、路面切削工、ヘーリング工、オーバーレイ工、舗装打換え工（歩道部）仮舗装工を追加する。 8. 排水構造物工 ・現地精査の結果、L側溝の撤去・復旧範囲が減少し、それに伴う土工も減少したため、作業土工および側溝工を減工する。 ・現地精査の結果、排水構造物の敷設替えが必要となったため、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工を増工し、張りコンクリート工を追加する。 9. 縁石工 ・現地精査の結果、植樹ブロックの撤去・復旧が一部不要となったため、縁石工を減工する。 ・現地精査の結果、縁石の敷設替えが必要になったため、作業土工、縁石工を増工する。 10. 防護柵工 ・現地精査の結果、ガードパイプや横断防止柵の撤去・復旧が不要と判明したため、路側防護柵工、防止柵工を減工する。 11. 構造物撤去工 ・現地精査の結果、舗装版切断や舗装版破碎が一部不要となったため、構造物取壊し工および運搬処理工を減工する。 ・現地精査の結果、既設側溝の端部切断が必要なが判明したため、排水構造物撤去工および構造物取壊し工を増工する。 12. 交通安全施設工 ・警察協議の結果、信号柱の設置や配線、既設信号柱・感知器への立上管の配管が必要とされたため、信号柱設置工、配線工、配管工を追加する。 ・現地精査の結果、溶融式区画線の延長が増加したため、区画線工を増工する。 13. 道路照明施設工 ・協議の結果、道路照明機器の取り換えが不要となったため、道路照明設備撤去工および道路照明設備設置工を減工する。 14. 排水構造物工 ・現地精査の結果、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工を減工する。 15. 共通仮設費 ・現地精査の結果、水路上越部図面修正、全国道路施設点検データベース登録、業務委託料を増工する。 16. 工期 ・上記の理由により、工期を11日間延長し、令和7年7月11日までとする。
-------------	---